

船舶インシデント調査報告書

平成30年7月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年3月25日 13時25分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島南西方沖 湯島灯台から真方位207° 4.4海里付近 （概位 北緯32° 32.4′ 東経130° 17.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート第546号壮慶丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年4月4日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第546号壮慶丸、4.97トン
船舶番号、船舶所有者等	290-61602福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣り場を移動する目的で湯島南西方沖を東北東進中、冷却清水の高温警報が鳴った。</p> <p>船長は、直ちに機関を停止し、機関室内を点検したところ、‘冷却海水ポンプ駆動用のVベルト’（以下「本件ベルト」という。）の破断を認めた。</p> <p>本船は、船長が、本件ベルトに予備がなかったため、携帯電話で海上保安庁に救助の要請を行い、来援した巡視艇により、上天草市樋合漁港にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント発生の約2年前に本船を購入し、冷却海水ポンプ駆動用のVベルトなど、消耗品の交換を行っていた。</p> <p>船長は、冬場（12月～1月）を除き、毎月2～3回の頻度で釣りに出かけており、発航前には、潤滑油、冷却水、冷却海水ポンプ駆動用のVベルトの状態などの点検を行い、本インシデント当日の点検でも異常を認めなかった。</p> <p>本件ベルトが接触するVプーリは、錆などもなくきれいな状態であった。</p> <p>乗船者は、本インシデント当時、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、湯島南西方沖を東北東進中、本件ベルトが破断したことが

	<p>ら、冷却海水が流れなくなって冷却清水の温度が上昇し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、本件ベルトが破断した状況については、明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、湯島南西方沖を東北東進中、本件ベルトが破断したため、冷却海水が流れなくなって冷却清水の温度が上昇し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Vベルトは、目視だけでなく、触手して張りの状態等を確認し、必要に応じて交換することが望ましい。</li> <li>・ 機関の消耗品は、予備品を船内に保管しておくことが望ましい。</li> </ul>